

公告

令和 8 年度 4 月度より

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

公告 NO.2026-001

2026 年 01 月 30 日

石塚硝子健康保険組合

令和 8 年 4 月度からスタートする「子ども・子育て支援金制度」とは社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

令和 8 年 4 月分保険料（5 月末納付分）より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収することとなります。

※任意継続被保険者は、令和 8 年 4 月分保険料【4 月 10 日納付期限（前納される方は 3 月末日）】より徴収。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請であり法令事項です。国は健保組合から子ども・子育て支援金を徴収することとし、健保組合は納付金を納付する義務を負うことが定められました。

ただし、法律上保険料と規定されますが、健保組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることはできないため、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

令和 8 年度の負担率は 0.23% です。

うち、被保険者・事業主の負担割合は折半（被保険者は 0.115%、事業主は 0.115%）とされており、被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ乗じた額が支援金として令和 8 年 4 月分保険料（5 月納付分）より徴収されます。

詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。 以上